

令和 7 年度新潟市定額減税補足給付金
(不足額給付) 支給事務実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金(不足額給付)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 新潟市定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「調整給付金(不足額給付分)」という。)は、新潟市定額減税補足給付金(調整給付)(以下「調整給付金(当初給付分)」という。)の支給算定額に不足が生じる者等に対し、新潟市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 調整給付金(不足額給付分)の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和 7 年 1 月 1 日時点で新潟市に住所を有する者(新潟市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。))が課される者等を含む。)とする。ただし、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

一 イ及びロに掲げる額の合計額(1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

イ 3 万円に、その者の令和 6 年 12 月 31 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ)を差し引いた額

ロ 1 万円に、その者の令和 5 年 12 月 31 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額(地方税法付則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ハ 調整給付金(当初給付分)の額(調整給付金(当初調整給付分)を辞退等した者にあつては、調整給付金(当初給付分)を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金(当初給付分)給付対象外であつた場合、零とする。)

- 二 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が、48 万円を超える者
- 三 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第 32 条第 3 項及び第 313 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 32 条第 4 項及び第 313 条第 4 項の規定による事業専従者である者
- 四 前三号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和 5 年 11 月 29 日付け府地創第 327 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

- 2 第 1 項第 1 号イに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第 1 項各号において、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付金を受けている者を除く。
- 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。
 - 一 令和 6 年分所得税又は令和 6 年度個人住民税所得割額が零でない者
 - 二 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
 - 三 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

- 第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号イ及びロに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ハに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号イを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号ロを、それぞれ零とする。また、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で新潟市に住所を有する者（新潟市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号ロを零とする。
- 2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で新潟市に住所を有する者（新潟市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3 万円とする。

- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。
- 4 前条第1項第1号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年7月8日とする。
- 5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

- 第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、別紙様式第1号の確認書（以下「確認書Ⅰ」という。）を提出するものとする。
- 2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、別記様式第2号の確認書（以下「確認書Ⅱ」という。）を提出するものとする。
 - 3 確認書Ⅰ及び確認書Ⅱ（以下「確認書等」という。）の提出は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号及び第3号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。
 - 一 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により新潟市に提出し、新潟市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 二 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は新潟市の窓口において新潟市に提出し、新潟市が窓口で現金を交付することにより支給する方式
 - 三 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は新潟市の窓口において新潟市に提出し、新潟市が現金書留等により現金を送付する方式
 - 4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

第6条の2 確認書等を提出する者は、前条の規定にかかわらず、新潟市のシステムを通じて新潟市に電子申請し、新潟市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。

第6条の3 新潟市は、前二条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、別紙様式第3号の支給のお知らせにより調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第4号の届出書による受給の辞退又は別紙様式第5号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 新潟市長、令和7年9月1日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理による確認書等の提出等・受給）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条（第6条）の規定による確認書等及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

一 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

二 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で新潟市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、代理人欄に代理人氏名や支給対象者本人署名等を記載する。また、この場合、新潟市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 新潟市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、新潟市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第8条 確認書等の提出受付開始日は、令和7年8月18日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日（消印有効）とする。

（支給の決定）

第9条 新潟市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第10条 新潟市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 新潟市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 8 条第 2 項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 確認書等の不備による振込不能等があり、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の不備の補正が令和 7 年 1 1 月 2 8 日までに行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられ調整給付金（不足額給付分）の受給を辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

第 12 条 新潟市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施のために必要な事項は、新潟市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 8 日から施行する。

【不足額給付- I 】

令和7年度新潟市定額減税補足給付金(不足額給付)について

「不足額給付 I 」とは、以下の事情により、令和6年度に実施した当初調整給付額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

※当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を1万円単位で切り上げた額を支給します。支給額は、デジタル庁が提供する「不足額給付のための算定ツール」を用いて算出しています。

不足額給付 I の支給額 および算出式	令和7年の 所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額(①) 円 + 令和6年度 住民税所得割分の 控除不足額(②) 円 = 控除不足額計(③) (①+②) 円 注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。 ↓ 令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切り上げ) 円		
	支給額	令和7年の 所要額(④) 円 - 当初調整給付算定額 円 = 不足額給付 支給額 円		

提出方法 郵送 もしくは 電子申請	○郵送の場合 右の「提出用」確認書に必要事項を記入の上、裏面記載の必要な提出書類とあわせて同封の返信用封筒にて返送してください。 ○電子申請の場合 新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA)から申請してください。 ※代理受給の場合、電子申請はできません。本確認書にてご申請ください。 ※新潟市オンライン申請システムの利用にはアカウント登録が必要です。 ・新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA) トップページから検索 ・右記二次元コードを読み取り →  定額減税補足給付金
提出期限	令和7年10月31日(金)【消印有効】 ※電子申請の場合、令和7年10月31日 23:59まで
問い合わせ先	令和7年度新潟市定額減税補足給付金センター ☎050-5805-1963 開設期間: 8/20 ~ 12/26 午前9時00分~午後5時00分 (土・日・祝日を除く) ※給付金センターは新潟市から委託を受けた事業者が運営しています。 ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページに掲載しています。

・新潟市トップページから 検索	または	・右記二次元コードを 読み取り →	
新潟市 不足額給付金			

キリトリ線で切り取り、右の「提出用」の用紙をお早めにご返送ください。

提出用 【不足額給付- I 】

令和7年度新潟市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日(金)【消印有効】まで**に、この確認書に必要事項を記入の上、裏面記載の**必要な提出書類**を同封して返送してください。

※電子申請を行う場合には、この確認書の返送は不要です。

給付金を受給しない場合は、裏面の「私は、給付金を受給しません。」の一文を丸で囲み、確認書を返送してください。

支給額

円

【確認事項】

- (1)左記の「不足額給付 I の支給額および算出式」を確認しました。
- (2)提出書類に不備がないことを確認しました。
- (3)裏面の注意点を確認しました。

【確認欄】 本人氏名及び確認日（確認書を書いた日付）、連絡先電話番号（日中連絡の取れる電話番号）を記入してください。

本人氏名		確認日	令和 年 月 日	日中の 連絡先 電話番号	
------	--	-----	----------	--------------------	--

記入上の注意

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。（記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。）

必ず裏面もご確認ください

【振込口座記入欄】 公金受取口座の利用を希望しない場合のみ記入してください。(振込先口座は1つのみ)
※振込口座を確認できる書類の写し（コピー）を必ず提出してください。

金 融 機 関 名				支 店 名		分 類	口座番号 (右詰めでご記入ください)						口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)					
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連				5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連		1 普通 2 当座							ニイガタ タロウ					
金融機関コード				支店コード														

ゆ う ち ょ 銀 行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)		通帳番号 (右詰めでご記入ください)						口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)					
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				※								ニイガタ タロウ					

【公金受取口座希望欄】 公金受取口座の利用を希望する場合のみチェックを入れてください。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していない場合は、利用できません。
(公金受取口座は本人の口座に限ります。代理人の公金受取口座は利用できません。)

マイナポータル等で登録済みの公金受取口座へ振込を希望します	
-------------------------------	--

※公金受取口座を登録後、金融機関や支店の統廃合、氏名変更などがあった場合、変更登録を行っていることを確認してください。
※公金受取口座とは、給付金等の受取口座として、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録した口座のことです。

【代理受給をする場合】 本人以外が受給する場合のみ記入してください。
※代理受給する場合、希望する振込口座を記入し、「振込口座確認書類」 及び「本人確認書類」 及び「代理人の本人確認書類」の3点を必ず提出してください。

代 理 人	フリガナ 代理人氏名		本人との関係	代理人生年月日		代 理 人 住 所	
				西暦・明治・大正・昭和・平成		〒	
				年 月 日		日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。						本人 氏名	署名(又は記名押印) 印

■本給付金を受給しない場合は、下の一文を丸で囲んでください。
【 私は、給付金を受給しません。 】

■提出書類に不備はない ※必ず確認してください。

☐ 確認書に必要事項を記入した ☐ 必要な提出書類を同封した

【提出書類】

- ☐ 令和7年度新潟市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要件確認書（本書）
- ☐ 本人確認書類の写し（コピー）
- ☐ 振込口座を確認できる書類の写し（コピー） ※公金受取口座の利用を希望しない場合のみ
- ☐ 代理人の本人確認書類の写し（コピー） ※代理受給する場合のみ

記入例

通帳の表紙をめくったページ等を確認し記入してください。

金融機関

(ゆうちょ銀行以外)

の場合

金 融 機 関 名				支 店 名		分 類	口座番号 (右詰めでご記入ください)						口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)					
〇〇				△△		① 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7						ニイガタ タロウ					
金融機関コード				支店コード														

※金融機関コード、支店コードが不明な場合は、記入しなくても結構です。

ゆうちょ銀行

の場合

ゆ う ち ょ 銀 行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)		通帳番号 (右詰めでご記入ください)						口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)					
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				※		1 2 3 4 5 6 7 1						ニイガタ タロウ					

提出書類

※提出書類の不備がないか、必ず確認してください。

☐ 令和7年度新潟市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要件確認書（本書）

※必要事項を記入してください。

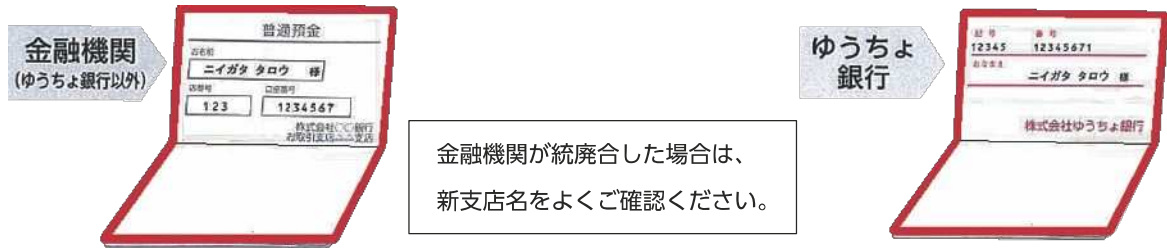
☐ 本人確認書類の写し（コピー）

※有効期限が切れていないものでいずれか1つが必要です。

(運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、在留カード、パスポート等のコピー）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

☐ 振込口座を確認できる書類の写し（コピー） ※公金受取口座の利用を希望しない場合のみ

(振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳の表紙をめくったページやキャッシュカードのコピー、もしくはインターネットバンキング画面を印刷したもの)



☐ 代理人の本人確認書類の写し（コピー） ※代理受給する場合のみ

※有効期限が切れていないものでいずれか1つが必要です。

(代理人の運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、在留カード、パスポート等のコピー）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

注意点

※本確認書の確認日より前に、支給対象者がお亡くなりになった場合は、給付の対象外となります。

※提出期限までに返信がない場合や、確認書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、**令和7年11月28日(金)**までに、新潟市が申請者に連絡・確認できない場合、本給付金の受給を辞退したとみなします。

※ほかの市区町村で本給付金と同様の給付金を受給し、さらに新潟市から本給付金を受給したことが判明した場合には、返還をしていただく場合があります。

令和7年度新潟市定額減税補足給付金(不足額給付)について

【支給要件】

ただし、令和6年中に国外から転入した方、令和6年度住民税で被扶養者として1万円の減税を受けた方等は3万円。

(注) 低所得世帯向け給付とは、以下の給付金を指します。

- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付金（7万円、新潟市は7.5万円）
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）
- ・令和6年度新たに住民税非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付金（10万円）

キリトリ線で切り取り、右の「提出用」の用紙をお早めにご返送ください。

提出用 | **【不足額給付-Ⅱ】**

令和7年度新潟市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日(金)【消印有効】まで**に、この確認書に必要事項を記入の上、裏面記載の**必要な提出書類**を同封して返送してください。

※電子申請を行う場合には、この確認書の返送は不要です。

給付金を受給しない場合は、裏面の「私は、給付金を受給しません。」の一文を丸で囲み、確認書を返送してください。

支給額

円

【確認事項】

- (1)左記【支給要件】及び支給額を確認しました。
- (2)提出書類に不備がないことを確認しました。
- (3)裏面の注意点を確認しました。

【確認欄】 本人氏名及び確認日（確認書を書いた日付）、連絡先電話番号（日中連絡の取れる電話番号）を記入してください。

本人氏名		確認日	令和 年 月 日	日中の連絡先 電話番号	
------	--	-----	-------------------------	----------------	--

記入上の注意

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
(記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。)

必ず裏面もご確認ください

不足額給付Ⅱ の支給額	支給額 円
----------------	----------

提出方法 郵送 もしくは 電子申請	○郵送の場合 右の「提出用」確認書に必要事項を記入の上、裏面記載の必要な提出書類とあわせて封筒の返信用封筒にて返送してください。 ○電子申請の場合 新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA)から申請してください。 ※代理受給の場合、電子申請はできません。本確認書にてご申請ください。 ※新潟市オンライン申請システムの利用にはアカウント登録が必要です。 ・新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA) ・右記二次元コードを トップページから検索 または 読み取り → 定額減税補足給付金 
提出期限	令和7年10月31日(金)【消印有効】 ※電子申請の場合、令和7年10月31日 23：59まで
問い合わせ先	令和7年度新潟市定額減税補足給付金センター ☎050-5805-1963 開設期間：8/20～12/26　午前9時00分～午後5時00分 (土・日・祝日を除く) ※給付金センターは新潟市から委託を受けた事業者が運営しています。 ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページに掲載しています。 ・新潟市トップページから または ・右記二次元コードを 検索 新潟市 不足額給付金 読み取り → 

【振込口座記入欄】 公金受取口座の利用を希望しない場合のみ記入してください。（振込先口座は1つのみ）
※振込口座を確認できる書類の写し（コピー）を必ず提出してください。

金 融 機 関 名				支 店 名		分 類	口座番号 (右詰めでご記入ください)				口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)			
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連				5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連		1 普通 2 当座								
金融機関コード				支店コード										

ゆ う ち ょ 銀 行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)		通帳番号 (右詰めでご記入ください)				口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				※									

【公金受取口座希望欄】 公金受取口座の利用を希望する場合のみチェックを入れてください。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していない場合は、利用できません。
(公金受取口座は本人の口座に限ります。代理人の公金受取口座は利用できません。)

マイナポータル等で登録済みの公金受取口座へ振込を希望します	
-------------------------------	--

※公金受取口座を登録後、金融機関や支店の統廃合、氏名変更などがあった場合、変更登録を行っていることを確認してください。
※公金受取口座とは、給付金等の受取口座として、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録した口座のことです。

【代理受給をする場合】 本人以外が受給する場合のみ記入してください。
※代理受給する場合、希望する振込口座を記入し、「振込口座確認書類」 及び「本人確認書類」 及び「代理人の本人確認書類」 の **3点**を必ず提出してください。

代 理 人	フリガナ 代理人氏名		本人との関係	代理人生年月日	代 理 人 住 所	
				西暦・明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()	
					署名(又は記名押印) (印)	
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。					本人 氏名	

■本給付金を受給しない場合は、下の一文を丸で囲んでください。
【 私は、給付金を受給しません。 】

■提出書類に不備はない ※必ず確認してください。

☐ 確認書に必要事項を記入した ☐ 必要な提出書類を同封した

【提出書類】

- ☐ 令和7年度新潟市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要件確認書（本書）
- ☐ 本人確認書類の写し（コピー）
- ☐ 振込口座を確認できる書類の写し（コピー） ※公金受取口座の利用を希望しない場合のみ
- ☐ 代理人の本人確認書類の写し（コピー） ※代理受給する場合のみ

記入例

通帳の表紙をめくったページ等を確認し記入してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外) の場合	金 融 機 関 名				支 店 名		分 類	口座番号 (右詰めでご記入ください)				口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)					
	〇〇				△△		① 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7				ニイガタ タロウ					
金融機関コード				支店コード		※金融機関コード、支店コードが不明な場合は、記入しなくても結構です。											

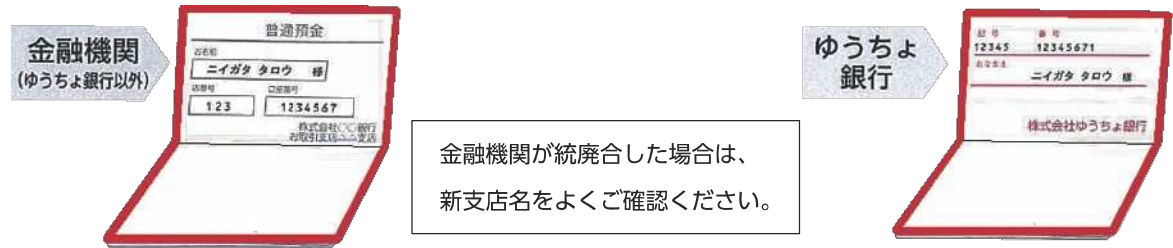
ゆうちょ銀行 の場合	ゆ う ち ょ 銀 行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)		通帳番号 (右詰めでご記入ください)				口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)			
	ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				※		1 2 3 4 5 6 7 1				ニイガタ タロウ			

提出書類

※提出書類の不備がないか、必ず確認してください。

- ☐ **令和7年度新潟市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要件確認書（本書）**
※必要事項を記入してください。
- ☐ **本人確認書類の写し（コピー）**
※有効期限が切れていないものでいずれか1つが必要です。
(運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、在留カード、パスポート等のコピー）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

- ☐ **振込口座を確認できる書類の写し（コピー）** ※公金受取口座の利用を希望しない場合のみ
(振込口座の**金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)**が分かる**通帳の表紙**をめくったページやキャッシュカードのコピー、もしくはインターネットバンキング画面を印刷したもの)



金融機関が統廃合した場合は、
新支店名をよくご確認ください。

- ☐ **代理人の本人確認書類の写し（コピー）** ※代理受給する場合のみ
※有効期限が切れていないものでいずれか1つが必要です。
(代理人の運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、在留カード、パスポート等のコピー）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

注意点

※本確認書の確認日より前に、支給対象者がお亡くなりになった場合は、給付の対象外となります。
※提出期限までに返信がない場合や、確認書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、**令和7年11月28日(金)** までに、新潟市が申請者に連絡・確認できない場合、本給付金の受給を辞退したとみなします。
※ほかの市区町村で本給付金と同様の給付金を受給し、さらに新潟市から本給付金を受給したことが判明した場合には、返還をしていただく場合があります。

郵便はがき

料金別納
郵便

親展 大切なお知らせ
必ず中身をご確認ください。



令和7年度
新潟市定額減税補足給付金センター

〒950-8790 新潟市中央区米山4丁目1-28

お問い合わせ・ご相談は

専用ダイヤル ☎050-5805-1963

開設期間：8/20～12/26 午前9時00分～午後5時00分
(土・日・祝日を除く)

給付金センターは新潟市から委託を受けた事業者が運営しています

ここからゆっくりはがして内容をご確認ください

令和7年度新潟市定額減税補足給付金 (不足額給付) 支給のお知らせ

令和7年8月18日

新潟市長 中原 八



不足額給付とは、以下のいずれかの事情により、令和6年度に実施した当初調整給付額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

- 【不足額給付Ⅰ】当初調整給付の算定に際し、令和5年中の所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分の所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額が当初調整給付額を上回ることになった方へ、その差額を支給
- 【不足額給付Ⅱ】本人および扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方へ、1人当たり原則4万円を支給

不足額給付Ⅰの支給額および算出式				円
令和7年の 所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額(①)	令和6年度 住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)	円
	円 +	円 =	円	
	注「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
	令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切り上げ)			円
支給額	令和7年の 所要額(④)	当初調整給付算定額	調整給付金 (不足額給付分) 支給額	円
	円 -	円 =	円	

不足額給付Ⅱの支給額		円
支給額	原則4万円。ただし、令和6年中に国外から転入した方、令和6年度住民税で被扶養者として1万円の減税を受けた方等は3万円。また、令和6年度住民税で税制度上「扶養親族」に入れなかったものの、令和6年所得税において「扶養親族」として所得税の定額減税の対象になった方等は1万円。	

※該当する項目にのみ支給額を記入しています。

1. 支給額

2. 振込予定日

令和7年9月10日

3. 振込口座

※当初調整給付の受給口座、もしくは令和7年7月14日時点の公金受取口座等が印字されています。

※このお知らせに基づき不足額給付の支給を受ける方は、申請手続は不要です。

支給内容、支給に同意したものとみなし、上記記載の口座へ振込手続を行い、支給決定通知は送付されません。

※上記記載の口座に振込できなかった場合、不備連絡をいたします。その場合、上記振込予定日より変更となります。

4. 振込人名義

ニイガタシフクシソウムカ（キュウフ）

5. その他

振込口座の変更を希望される方は令和7年9月1日(月)17時までに、給付金センターまでご連絡ください。必要書類を送付いたします。

※振込口座の変更手続は1か月程度かかります。

※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページに掲載しています。

・新潟市トップページから または ・右記二次元コードを読み取り
検索 新潟市 不足額給付金



※注意事項

・このお知らせの発行日より前に、支給対象者がお亡くなりになった場合、支給対象外となりますので、給付金センターまでご連絡ください。

・給付金の受給を辞退される場合、給付金センターまでご連絡ください。

・【不足額給付Ⅰ】の支給額は、デジタル庁が提供する「不足額給付のための算定ツール」を用いて算出しています。

・ほかの市区町村で本給付金と同様の給付金を受給し、さらに新潟市から本給付金を受給したことが判明した場合には、返還をしていただく場合があります。

発行日 令和 年 月 日

新潟市長



000000000071786

令和7年度新潟市定額減税補足給付金(不足額給付)

受給辞退の届出書

(宛先)新潟市長

- 1 私は、令和7年度新潟市定額減税補足給付金について、受給を辞退することをここに届け出ます。
- 2 本届出により、令和7年度新潟市定額減税補足給付金の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者(本人)住所

届出者(本人)氏名

届出者(本人)電話番号 ()

本人確認書類貼付箇所

※ 有効期限内の届出者(本人)の運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書

マイナンバーカード(表面)、介護保険証パスポート等の写し(いずれか1つ)

(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)

発行日 令和7年 月 日

新潟市長



000000000071786

令和7年度新潟市定額減税補足給付金(不足額給付)

支給口座変更の届出書

(宛先) 新潟市長

裏面の【誓約・同意事項】を確認しました。誓約・同意の上、届け出ます。

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

1 届出者(本人)

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
	西暦・明治・大正・昭和・令和 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()

2 振込先指定口座 公金受取口座の利用を希望しない場合のみ記入してください。(振込先口座1つのみ)

※振込口座を確認できる書類の写し(コピー)を必ず提出してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)		口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳 の見開き左上またはキャッシュカードに記載 された記号・番号をご記入ください。	※			

3 公金受取口座希望欄 (公金受取口座の利用を希望する場合のみチェックを入れてください)

マイナポータル等で登録済みの公金受取口座を希望します	
----------------------------	--

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していない場合は、利用できません。

(公金受取口座は本人の口座に限ります。代理人の公金受取口座は利用できません。)

※公金受取口座を登録後、金融機関や支店の統廃合、氏名変更などがあった場合、変更登録を行っていることを確認してください。

※公金受取口座とは、給付金等の受取口座として、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録した口座のことです。

4 代理受給をする場合(代理人が受給する場合に、記入してください。)

※代理受給をする場合、希望する振込口座を記入し、「振込口座確認書類」及び「本人確認書類」及び「代理人の本人確認書類」

の3点を必ず提出してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			西暦・明治・大正・昭和・令和 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			本人 氏名	署名(又は記名押印) 印

(裏面へ続く)

【誓約・同意事項】 ※ 必ず確認してください。

○届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年 11 月 28 日(金)までに、新潟市が届出者に連絡・確認できない場合に、令和7年度新潟市定額減税補足給付金が支給されないことに同意します。

【提出書類】 ※ 添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

☐ 令和7年度新潟市定額減税補足給付金支給口座変更の届出書(本書)

※必要事項を記入してください。

☐ 本人確認書類の写し(コピー)

※有効期限が切れていないものでいずれか1つが必要です。

(運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、在留カード、パスポート等のコピー)

(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)

☐ 振込口座を確認できる書類の写し(コピー) ※公金受取口座の利用を希望しない場合のみ

(振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳の表紙をめくったページやキャッシュカードのコピー、もしくはインターネットバンキング画面を印刷したもの)

☐ 代理人の本人確認書類の写し(コピー) ※代理受給する場合のみ

※有効期限が切れていないものでいずれか1つが必要です。

(代理人の運転免許証、健康保険被保険者証／資格確認書、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、在留カード、パスポート等のコピー)(「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。)

提出方法 郵送	○郵送のみ 本届出書に必要事項を記入の上、必要な提出書類とあわせて同封の返信用封筒にて返送してください。
提出期限	令和7年 10 月31日(金)【消印有効】